

## 議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第67号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第68号 瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定について
- 日程第4 議案第69号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第70号 瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第71号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第72号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第73号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第74号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第75号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第76号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第77号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第78号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## ○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
市 民 部 長	棚 橋 正 則	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	調 整 監	宇 野 真 也
環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博	教 育 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 進 一
総 務 課 長	野 田 秀 樹	財 務 情 報 課 長	協 田 恵 二

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	久 野 秋 広	書 記	近 藤 圭 代
-------------	---------	-----	---------

## 開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるできないとなっておりますので、十分注意して発言されますようお願い申し上げます。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

本日、市長から議案第78号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 議案第67号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第2、議案第67号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第67号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について質疑をさせていただきます。

今回の質問の趣旨は、行政手続を適正に行うことによって、行政運営の透明性の向上、公平性の確保を図り、ひいては開かれた市政を推進するという観点からさせていただきたいと思っております。

今回いただきました資料によりますと、市長より諮問を受けた指定管理者選定委員会、6名の委員から成っております。そのうち3名が市の幹部職員であります。瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第3条の1号によれば、審議会等を設置するのは、審議する事項等につい

て、市民、関係団体、有識者からの意見聴取が必要であり、かつ、これらのものから個別に意見を聞くだけでは充分でないと認められる場合であるとしております。

そして、第4条で委員の選任について、留意事項が第1号から第8号まで記されております。その第8号では、市職員は、特に必要がある場合を除き、委員に選任しないというふうにされております。それにもかかわらず、今回の委員会では市の職員が3名、3名ということは、審議会では一般的に有識者の方が会長になり議事進行を行いますので、議決をしようとする場合、市の職員が過半数を占めるということになるわけでありまして。

このように考えますと、市の幹部職員が委員として3名も占めているということについて、今回の委員の選任は、行政手続として適正であったどうか疑問を感じるころであります、いかがお考えでしょうか、その点について質問をさせていただきます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 関谷議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

指定管理者の指定につきましては、瑞穂市附属機関設置条例に規定されました瑞穂市指定管理者選定委員会において審議していただいたところであります。

委員会の委員定数は6人以内となっております。議員の質問の内容のとおりでございます。

なお、委員の選任基準につきましては、識見を有する者与其他市長または教育委員会が適当と認める者と規定されておりますが、今回の委員構成は3年前と同様でございますが、外部委員3名、内部委員3名の合計6名で構成しました。

この委員構成につきましては、審議の内容が公の施設の管理に関するということとなりますので、外部委員だけではなく、市の状況を把握する者も加わって審議していただくということによりまして、より実情に合ったものになると考えての対応でございます。

なお、今回の人選につきましては、自転車駐輪場において指定管理制度の導入をしている都市整備部、そして教育施設を含め複数の公共施設の管理をしている教育委員会、そして税や法人に関する知識を有している市民部のそれぞれの代表者に、申請者が提案する事業計画や収支計画の妥当性を行政側の視点で審議してもらふ必要があると判断し、選任しました。

各公共施設ですけれども、いろいろなカラーがございます。民間に出して民間の活力を有したほうがいい施設と、今回の出させていただいたコミュニティ施設のように、市民と地域で活躍していただくということと、何が一番大事かということ、指定避難所になっています。その関係上、地域の方々を採用していただき、また地域の活動が活発になり、また有事の場合はすぐに連絡ができるということで、このふれあい公共公社を頼んでいるということになります。ですから建物の、公共施設のカラーというのもございますので、今回はこの人選になっているということが重視されたということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、部長のほうで説明をしていただきましたけれども、特に後段部分で、要は瑞穂市コミュニティセンター条例第17条ないし北部防災コミュニティセンター条例の第20条において、この指定業種はどういうふうにするかということで、先ほど言われたように公共性、それから地域性ということで、そういった枠でやるということ、実質的には、今の状況ではふれあい公共公社しか存在しないのではないかとということで、実質的に公募をしないという形で今回も、以前もそうですけれども、こういった選考が行われているというふうに御説明だったと思いますし、そういうふうに私も理解をしたところでございます。

そうしますと、むしろこの選考委員会で、じゃあ何を議論するのか、もう既に候補者は1つに絞られて、それが適正であるかどうかということについてのみ論議せざるを得ないということになってまいります。そうしますと、むしろ利用者の方とか、様々な観点からこれが適正であったかどうかという議論をするほうが重点に置かれる、そういう内容になっていくのではないかと私は感じたところなんですけれども、そうしますと、むしろ市の行政部門の人が入るといよりは、様々な観点から、利用者も含めた、そういった代表者がより多く入って審議をしたほうが、この内容に則した選考委員会としてできるのではないかとというふうに思ったところでございますけれども、そこら辺についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ほかの3名の中には、老人クラブといいまして、このコミュニティセンターの3館を一番使っていただいている老人クラブの代表者さんにも入っていただいています。

それで、使っていただいた勝手とかその辺、苦情だとか、そういうところも把握していただいた上で会のほうに入っていただきまして、いろんな状況の意見も述べていただいていたということでございますので、その辺は担保できるというふうに理解しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 以後につきましては、ぜひ常任委員会のほうで、そこら辺も含めて御検討していただけるとありがたいかなと思ひまして、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第3 議案第68号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第3、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。引き続き質疑をさせていただきます。

議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定についてでありますけれども、少し細かいことになって大変恐縮なんですけれども、この条例を制定することによって廃止されるゲートボール場条例というものがあるそうですけれども、この条例において、その使用料について次のような規定がありました。

使用料は、1コート1時間210円となっております。ところが、今回出されました新しい条例では、その条例別表では220円ということで、少額ではありますけれども、10円引き上げられております。

そのことについての説明が十分されていないような気がいたしますので、その点についての説明をよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） おはようございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ゲートボール場条例の施行されている時期は、消費税が5%のときに設定されているところもございまして、使用料は200円に消費税を加えた210円で設定されておりました。

今回、中山道大月多目的広場条例の制定時には、現在の消費税10%を加味いたしまして220円と定めたというところがございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、消費税が10%になったということに合わせて引き上げたということですが、この消費税の引上げ10%になったときに、各種条例で相当、幾つかのところでは引上げがされております。その際にやっぱり引上げされていないということですので、今回は消費税10%を持ち出すのはちょっとおかしいのではないかというふうに思いますけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 確かに10%に変わったときに変更していくべきものであったとは思いますが、こちら実際に使用されることがなかなかなかったというところもありまして、ちょっとそこまで目が行っていなかったと言うとちょっとあれなんですけれども、今回、新たにゲートボール場条例を廃止しまして、新たに大月多目的広場というところで条例を制定させていただくというところで、今回の10%を使用させていただいたというところは御了解いただければと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の御回答ではなかなかちょっと答えになっていないような気がいたしますけれども、その点はまた論議していただくとしまして、もう一点、これは表現上の問題かもしれませんが、同じく別表で単位期間、要は使用料の期間として1日という表記が今回出されております。1日という表記は、今まであまり見たような記憶がなくて、幾つか言いますと、全日という表記はありましたけれども、今回1日というのがありました。

それは1日というのは24時間を指しているのか、あるいは何時から何時までの想定をしているのか、非常にこれでは解釈できませんので、こういった表現でいいのかどうか、御返事をお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 今回、上げさせていただきました中山道大月多目的広場条例の第6条の中で、施設を占用して使用する場合、市長の許可を受けなければならない行為が記してあります。この第6条の第3項には、市長の許可を受けて利用される場合の時間を、原則午前9時から午後5時と記載しております。この時間が1日の利用時間を示したものとなります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、全日という表現は使わずに1日としたのは、特に理由があるわけではないということでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） こちらも瑞穂市の都市公園条例がございまして、それをちょっと加味しまして作成しておりますので、夜はなるべく使わないような状況になっておりますけれども、1日というものを一般的に朝の9時から午後の5時までということで設定させていただいております。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 以上で発言通告書による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第4 議案第69号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第4、議案第69号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

11番 杉原克巳君の発言を許します。杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） どうも皆さん、おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたものですから、議案第69号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、8項目にわたりまして、自席より質問をさせていただきます。

申し遅れましたが、議席番号11番の杉原克巳です。よろしくお願いします。

では、8項目にわたりまして、執行部のほうに質問をさせていただきます。

今回は、資料69-1と69-2が議案の中に提出をされておりますが、私は69の1号につきましては何も異論はございません。ただ職名が変わるだけですから。

要は、資料69-2のほうの4年度に向けた係制の導入についてというところに焦点を当てまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初の質問でございますけど、係制導入に伴いますと、当然事務分掌なり、それから組織図というものが作成をされるわけでございますが、本日ここで議案が提出されておりますから、そういうものは当然できていると思っておりますが、もしそれができておりましたら、今日はちょっと無理かと思っておりますが、常任委員会でございます総務委員会の席上にはぜひ出していただきまして、総務委員会のほうで議論をしていただきたいというふうに思っておりますが、お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 野田総務課長。

○総務課長（野田秀樹君） 皆さん、おはようございます。

杉原議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

現在、係制につきましては、スケジュールに沿いまして、各所属と各係の設置等について調整を進めております。その中で組織図（案）、もちろん作成をすることになっておりますが、現在はまだ調整終了がしておりませんで、現在は係、組織図のほうは作成中ということになっております。年末までには作成をいたしまして、年明けには公に出させていただきますと思っ



ておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今答弁いただきまして、年明けには事務分掌と、それから組織図が我々の手元に、要するに提示をされるということでございますが、その前に1つ、これは事前に通告しておりませんが、令和3年度に組織の改編がございまして、室ができましたですね。そこら辺はどういうふうにご考慮されるかということと、もう一つ、今回の場合、これは市長部局と教育委員会の2つの部局を組上に上げて一緒に検討をされるかどうか、この2点をお答え願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 野田総務課長。

○総務課長（野田秀樹君） 今御質問いただきました室につきましては、各係を設置するのと同列のような形で組織として位置づけていきたいと考えております。

また、市長部局と教育委員会部局とのということでございますが、現在は全庁的な形で考えておりますので、併せて改革のほうを進めていきたいと考えております。すみません、以上です。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、2つ目の質問に入らせていただきます。

この係制の導入に向けまして、どのような経緯を経て今回議案提出をされましたかということをお伺いの2番目にさせていただきます。

係制導入は、組織機構改革であると私は捉えております。現場で日常業務に精励されている職員の理解協力がなく、組織力が十分に発揮できないと考えております。仏作って魂を入れずになりかねないと考えております。

本年3月の定例会で市長は、松野藤四郎議員の組織改革の取組の質問の中で、1995年、平成7年から係を置かないグループ制に移行し、課ごとの業務を行っている、現在のグループ制を採用しているのは県内の自治体では珍しいというコメントを出しておられます。

さらに、係制の導入は大変な労力が要るとしつつ、担当業務を明確にするためにも、これまで職員から係制に関して多くの意見があり、職員の声に耳を傾けて進めたいということをお伺いしております、答弁としてされました。

そこで質問ですが、この係制導入に対しまして、どのような手順、手続を経て今日の議案提出に至ったかということをお伺いしたいと思っております。組織改革におきましては、一般的には検討委員会を立ち上げ、一般職員、管理職、課長クラス、部長などの職位別に意見交換会を行ったり、さらに全職員に対してアンケートを実施するというのが一般的ではないかなとい

うふうに考えております。さらに、会計年度任用職員の方や、アルバイトやパートの方、それから嘱託社員の方に対しても意見交換を行い、そこでコンセンサスを経て手続を踏まない、理解とか協力というものは得られないと考えます。また、こういう改革等につきましては、やはり先進自治体に出向き、視察を通じて意見交換会を行い、参考になる情報を入手するのも一手法ではないかなというふうに考えておりますが、視察をされましたか、併せてこの手順というものを踏まれたか、またはほかの方法で今日の議案提出に至ったか、そこら辺のコメントをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 野田総務課長。

○総務課長（野田秀樹君） 議案提出に至る経緯ということでお話をさせていただきたいと思っております。

実際に検討に入りましたのは令和2年度からでございます。現在のグループ制における問題点や課題点について、総務課内で検討を始め、県下の市町村の組織体制について調査を進めてまいりました。

令和3年4月の新年度から、総務部の総務課内で係制導入に係る検討チームの立ち上げを行っております。現在のグループ制の検証からスタートするため、県下で唯一のグループ制をしてみえます多治見市さんの視察の計画をいたしました。しかしながら、このコロナ禍でございますので、訪問することができなかつたわけですが、このグループ制における質問事項を取りまとめて、多治見市さんから回答を得ました。

それによりまして、現在の瑞穂市の組織体制で欠けているものというところにつきまして、検討チームで協議をいたしまして、クリアすべき課題等を明確化して、組織の在り方について比較検討をし、係制導入に至る議論を行っております。

また、職員育成アドバイザーより岐阜市の組織体制の状況もお聞きしながら、瑞穂市における係制の骨子案の取りまとめをいたしました。その結果、職位上の職位を改め、新たにという形で進めるためにも今回の条例案の提出をさせていただいております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 私、後ほどの質問でちょっとしようかなと思っていましたんですけど、今、総務課長のほうからお話ございました。多治見市は、平成10年10月1日、要するに下期から今までやっておりました係制をグループ制に替えておるんですよ。ですから、グループ制にいたしまして二十何年の経過をたどっておるわけなんですけど、そういう意味で総務課長のほうもよく、そういうグループ制を先行しておられます、先進地であります多治見市から情報を取られておるということは、私もそこはホームページで取りまして、ああ、なるほどなど、まだ県外にもございますけど、そういうことはちょっと別にしまして、そういうプロセスを経

てやっておられるということで、私も一安心いたしました。

では、次の質問に移らせていただきます。

このグループ制、以前に市長は、要するに質問の中で係制をしいているのは本当にごく僅かな自治体だけだというお話でございましたんですけど、そういうことでいきますと、多治見市は、逆に私に言いましたら、個人的な意見は言っはいけないんですけど、未来志向で、これからの将来予測をしてグループ制をしいていかれたんじゃないかなというふうに思っておりますけど、次の質問にいたしますけど、要するに、グループ制からこの係制に移行しなければならない本当の根本的な原因は、この瑞穂市の自治体にどこに問題があるかということと、そうしましてグループ制を今採用しておる、要するに導入して運用しておるわけなんですけど、どこに欠陥があるかということと、1つここでお示しをいただきたいというふうに思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（広瀬武雄君） 野田総務課長。

○総務課長（野田秀樹君） 現在の問題点ということでお答えをさせていただきます。

当市におけるグループ制の問題点といたしましては、所管する業務が市民の皆様から問合せ先、相談先が分かりにくいという御指摘もございます。また、職員の業務遂行面におきましても、一担当者の責任に終始してしまう面があり、組織としての責任の明確化が図られていないというような状況がございました。

そこで、市民目線での行政サービスの提供、効率的な行政運営、市民から信頼される行政を目指しまして、これらの諸課題をクリアし、分かりやすく責任を持った業務遂行を可能とすべく現在の係制の導入を進めておる次第でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ここで個人の意見を言ったらいけませんもんで、私は総務委員会のほうでこの議論は、たたき台の答弁が執行部から出てきておりますもんで、私は一つだけちょっとここで、一般的な、要するに組織の考え方ということでお話をさせていただきたいと思っております。

今、所管業務が分からないというお話でございました。これは、要するに一般の市民の方に分かりやすくするためには、例えばここに訪問されてきて、どこでどういう業務がやっておるということが分からないということでもありますならば、私が総務のときに、一度京都の伏見市を視察に行きましたときに、大きな看板に何々課はこういう、要するに細かい事務分掌まではいいんですけど、よく分かるようなことを書いていただいて、それほどこのフロアでやっておられるということが、フロアにラインを引きまして、そこへ直接行ってもらえればいというようなことで、伏見市役所の視察のときに、こういうことで私たちもそのレクチャーを受けた

後に、じゃあ実際どうかということで1階へ下りてきまして見ましたんですけど、本当に大きいラインを引いてございまして、一般の市民の方が見ると、そこ、ああ、私は今日こういうことやったら、そこまでちゃんとラインがある、要するに病院でもやっていますわね、通路のね、そういうことでやれば問題を解決するし、あとは職務のことにつきましては、ここではちょっと個人的な意見は言えませんもんでちょっとあれですけど、私はこのフラットなグループ制というものは、逆に言うと今後の組織の在り方として、1人で属人的な仕事を持つということには、私は心配があるんです。例えば、これから法令改正がどんどんできていった場合に、そこに対してのエキスパートであればいいんだけど、分からないときには人に聞くことができないんですね。要するに、今度の係制というのは縦割り組織ですから、垂直統合の縦割り組織ですから、そこら辺がいまいちちょっと私は心配だなというふうに考えておりますから、そこら辺もよく今後の総務委員会なり、それからあと行政の方も考えていただいたほうが私はいいんじゃないかなというふうに思っています。ちょっと私見を入れましたので申し訳ございませんが。

次に、4番目の質問に移らせていただきます。

組織単位となりますと、これが係制となりますと、これにも適正規模というのが私はあると思います。今日もその案というものは、私はそこにまだ部署とか、そういうことは何も入れてもらわなくてもいいんですけど、例えば組織運営にはやはり適正規模というものがあると思うんですよね。

ですから、今回1つここで質問をさせていただきたいのは、全部で係がどれだけできるかということ。それからあと最小の単位、要するに規模、要するに構成員は何人くらいかと、それから、じゃあ最大のその係の中の構成員、要するに人員構成はどうなっているかという、そこら辺まではちょっとお話ししていただけると思うんですけど、お示しいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

だから、係が幾つあるかということと、それから最大の規模の係は何人くらいのところとか、それから小さいところで、小さいとはちょっと語弊があるんですけど、最小の単位では何人くらいの構成員の係があるかということのお答えを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 野田総務課長。

○総務課長（野田秀樹君） 所属の職員が少なく、係を置くことが適正でないところの部署もございまして。そのようなところにつきましては、グループ制に近い形でのスタッフ制ということで係というものを置くということを、取りあえずスタッフ制に替えるという形で進めてまいります。

また、所属に1係のみを置く一課一係の場合もございまして、そのような場合には、課長を除く課員の全てが係員というような考え方にはなりません。

具体的に何人かというところを申し上げますと、現在の案の中では33係となります。また、最小の係の構成員としましては2人、最大の係の構成員といいますと、こちらは9人というように現在のところで決まっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、最大は9人で、最小が2人ということで答弁がございましたんですけど、2人というのは組織、私、係制でも2人でどうやって組織を運営していくんですかね。私、運用上でちょっと問題があるんじゃないかな、もう少し事務分掌をちょっと広くして、やはり、例えば人間は生身の人間ですから、こういう言い方はちょっと失礼なんですけど、例えば長欠された場合、2人長欠されたら、その係は開店休業の状態になるんじゃないですかね。それでサービスというものは市民の方にできるんですかね。ですから、そこら辺はもう少しワイドに考えていただいて、ですから、私はそういう組織を編成する場合の構成員、その事務分掌と関連はしてくるんですけど、やはり適正規模というのがあると思うんですよ。それが何人か、私はその専門家じゃないで分かりませんが、やはり効率的な、機動的な組織運営のためには、やはりお互いに、どうですかね、こんなこと個人的な意見は言いませんけど、どのくらいの構成員が適正な規模とっておられますか、お答え願います。

○議長（広瀬武雄君） 野田総務課長。

○総務課長（野田秀樹君） おっしゃられる適正というところでございますが、一応総務課、検討チームのほうから各課のほう、所属のほうへお示ししましたのは、5名以上というところにつきまして、係を原則置いてください。それ以下につきましては、やっぱり置くことによって支障が出る場合もやっぱりございますので、そこはよく御検討の上ということで皆様のほうにお知らせをしたところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 一般的には、やはり5人くらいがやっぱり最低のミニマムの組織運営だというふうに考えておられます。

では、質問5番目でございますが、係制導入で、課長の職務と権限についてお伺いをいたします。

係制導入についてということで、この69-2の中の2番目に、係に「係長」を配置しますということで、その中で、係長は係における執行管理、進捗管理をはじめ、予算管理、人員管理などを行うことで、係全体のマネジメントを行いますというふうにしてございますが、そこで質問ではございますが、この課長との職務と関連してくるわけなんですけど、係長といいますのは、私は職務遂行の責任者であって、マネジメント的な職務については課長がやられたほう

が、屋上屋の管理になって、ちょっとまずいんじゃないかなというふうに感じております。ですから、予算管理とか労務管理、人員管理というのは課長がやって、その中の課の、例えば先ほどありましたように、極論の1課1係じゃなくて、1課で3つぐらいの係を構成しておったときのそのバランスを考えるというのは課長の職務じゃないかなということで思っておりますが、この人事管理までは、ちょっと入るのはいかがなものかなというふうに思っておりますが、一般的には大体そういうことで、組織としまして、例えばほかに人事部があつて、人事課でもいいですわ、そういう単独の組織があつて、そこで人事管理なんかをやるということで、そのたたき台をつくるのはそうなんですけど、そこで人事管理から予算管理まで係長にやらせることは、ちょっとキャパオーバーじゃないかなというふうに考えておるんですけど、そうになりましたら課長のやる仕事はなくなるんじゃないですか。マネジメントの仕事がほとんどなくなるんじゃないですかと私は思うんですけど、そこら辺はどういうお考えですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 野田総務課長。

○総務課長（野田秀樹君） 課長の職務といたしましては、課の統括者として組織力を最大限發揮できるようにマネジメントしていく立場ということで、係制導入時には係間の調整をしていただくというのがメインの業務、職務になってくると思います。

課における政策課題の達成であるとか、適切な職場の運営を実現していくことでありますので、こちらにつきましてはこれまでと同様というような認識でおります。

また、先ほどの係長はじゃあ何をというところでございます。資料69-2では、執行管理、進捗管理をはじめ、予算管理、人事管理を行うとしておりますが、実はこれは現在も課長の補佐として総括課長補佐、課長補佐はその名のとおり、課長を補佐し、当然に行っておる業務ではございますので、こちら大きく変わることはないというような認識でございます。

しっかりと行っていただく業務を意識していただくために、業務を明記いたしまして位置づけているというふうなことで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、6番目の質問をさせていただきます。

今年度も、令和3年度も一部の部署におきまして、離合集散の職務分掌で課の編成というものは行われておるわけでございます。またその部署が、また続きましてこの4年度に係制ということを導入されますと、せつかくまだ完全に組織が固まっていない段階でまた係制を導入されると、私はその責任者の方というのが大変じゃないかなと心情的に察しますと、私もちょっと一般的に言いますと、そこまで同時にやるのはいかがなものかなということを考えておるんですけど、そこら辺は十分そういうことを前提ということを配慮されまして今度の係制に

導入されたと思うんですけど、そこの3年度に大幅に職務内容を変更されたところをこういう係制に持っていくということにつきまして、どういう議論をされたかということ、ちょっとここでお示し願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 野田総務課長。

○総務課長（野田秀樹君） 令和3年度の組織改編、それから令和4年度に向けての係制導入につきましては、こちらにつきましては業務が増えたり減ったりというものではございませんで、業務量であるとか、業務内容等は直接関係するものではございません。したがって、業務遂行上で大きな負担や影響があるということは考えておりませんので、御理解を願います。

該当課及び該当の職員につきましても、そのような認識であるとは考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） よくそこら辺、諸問題を俎上に上げまして、事前に潰して、令和4年度からの係制導入ということを考えておられるということで、私自身もちょっと一安心はしておるようなわけでございます。

次に、質問7つ目でございますが、係制の導入のその機構改革のタイミングについてちょっと質問をさせていただきます。

今、新型コロナウイルスの真ただ中、また第6波のオミクロン株の蔓延防止策に傾注をせねばならない時期であります。これは市民部が中心になると思いますけど、そのようなことと、それから、そうしまして2つ目には、霞ヶ関の、要するに本省のほうも、この9月にデジタル庁を、要するに組織を発足させまして、これから地方自治体のほうにも、このデジタルトランスフォーメーションの推進に当たり、いろんなことを、要するに要請というんですか、こういうシステムでやってくださいというようなちょうど時期が、この新年度の4月ぐらいから佳境に入ってくるのではないかなというふうに私自身は思っておりますし、やはりそういうことも俎上に上げて十分検討されて、今回この4月度から新係制を導入されるということで議案を提出されたと思いますが、先ほど課長のほうからもお話がございました。要するに、県下で多治見市は、先ほど言いましたように平成10年10月1日、上・下でいいますと、下期からその係制からグループ制にもう一度戻されたということでございます。ですから、私はこれから4月以降どういう環境になってくるかということもいまいち予測もできませんし、そういうこととございましたら、こういう非常事態のときに、そういう制度改革というものはいかなものかなと。

私はこの制度に関しましては反対という意見ではございません。それはそれでいいんですけど、やるタイミングというのがあるんじゃないかなということで、まだ職員の方にも、やはり

全体的なネゴシエーション、事前のネゴシエーションも全部やっていかないと、先ほど言いましたように、やはり職員の方のモチベーションを上げるということで、やはり協力なくしては、組織はつくっても全然機能的な、要するに機動力のある組織運営というものはなかなか難しいのではないかなということを考えておまして、外的環境も考えますと、このタイミングはいかがなものかなと。それをえてしてこの4月に実施されるということは、どういう理由でこの4月からやりたいということなのか、そこら辺をお示し願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 野田総務課長。

○総務課長（野田秀樹君） さきに御説明をいたしましたとおりでございますが、係制の導入につきましては、令和2年度から年度をまたいで計画的に進めてまいりました。その目的の一つとしましては、市民の皆様への分かりやすさを上げております。行政は非常に、おっしゃられたとおり多様化、複雑化していくものでございます。このようなことを進めていく上で、市民の皆様丁寧に説明をして御理解をいただくという環境をつくるために、そういうような状況を早期に確立していくために、コロナ禍ということにはなりましたけれども、令和4年度からの実施を進めているところでございますので、御理解をよろしく願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、強い決意の下に、この令和4年度から、開始からやられるということですから、よくまだ時間は、準備期間、リードタイムがございますもんですから、いろんなことをもう一度チェックをしていただいて支障のないように、ぜひとも実施をしていただきたいというふうに考えております。

では、最後の質問でございますけど、このように、組織も係制をしきますと肥大化をしまして、またいろんな職位の方もお見えになります。そういうことで、私は1つ提案でございますが、今人事諸事案を扱うのは総務部の総務課ですか、そこでやっておられますけど、これだけの、私職員の方が何名で、それから会計年度任用職員の方が何名かということは、そこまでは私は分かりませんが、大体アバウトで700人か800人くらい見えるんじゃないかなという推測で言っておまして申し訳ないんですけど、これだけの人を動かすということでありましたら、人が動くということは、その中においていろんな事件というんですか、そういうものも発生すると思います、事案も発生すると思います。ですから、そういうことで、専門的に人事諸事案というものを管理するというで、これ人事の係でもいいですわ、それから人事課でもいいんですけど、そういうセクションを設けて、職員の方が何でも人事案件についてはそこへお聞きに行くということで対応もしてもらえるとというような、そういう組織をつくられたらどうかということ、最後でございますが、提案をさせていただいて、私の質問を終わらせて



いただきます。回答だけ、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 野田総務課長。

○総務課長（野田秀樹君） ありがとうございます。このような人事事案につきましては、組織運営の根幹の部分に携わることでございますので、極めて重要なことであると認識はしております。

職員人事に関する職務は多岐にわたるところではございますが、今後につきましても、総務部総務課において全力で手がけていきたいと考えております。こちらにつきましても御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたしますと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 一番最後の、私革新的なところを言いましたら、総務部総務課でやられるということは、どういうことで総務課でやられるか、それはそれでいいんですけど、それは係の組織図が出てくれば、ああ、ここが人事案件についてはこういう人事係というものをつくれるんだなということで分かるんですが、何もないところで質問をしておるわけでございますけど、それはそれということで、私の質問させていただいたことも、ほかの議員も大体同じようなことを考えておると思いますから、またこれから質問される方も見えると思いますが、そこら辺よく念頭に置いて、まだ時間はございますから、よく練っていただいて、いい、せっかくならいい組織を、それから組織というものは、そんな2年や3年でころころ変えたら組織じゃありません。

ですから、最低でも5年、通常ですと10年ぐらいサイクルで考えていかないと、やはり職員の方も動揺されて、そういう点で、先ほど言いましたモチベーションのほうにも影響してきますから、そこら辺をよく考えていただきまして、組織というのは本当に運営していくための一番の骨格でございますから、そこで人がうまく、要するに機動的に自分の能力を発揮するということが大事なことでございますから、そういうことをよく念頭に置いていただきまして、重ね重ねお願いいたしますけどよく考えていただきまして、もう一度今の質問等を考えていただきまして、修正するところは修正をしていただきたいなというふうに思っておりますから、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（広瀬武雄君） 11番 杉原克巳君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第5 議案第70号について（質疑）**

○議長（広瀬武雄君） 日程第5、議案第70号瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第6 議案第71号について（質疑）**

○議長（広瀬武雄君） 日程第6、議案第71号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第7 議案第72号について（質疑）**

○議長（広瀬武雄君） 日程第7、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議長の許可をいただきましたので、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

この条例につきましては、1条、2条、3条と大きく分けてありますけれども、この3条の規定は、国の施策により未就学児に対する均等割ですね、そういったものの負担を、半額を国が負担するという、それに合わせた条文変更だというふうに理解をしておりますけれども、この減免によってどの程度の額、総額としてはどの程度が見込まれているのかをお知らせ願え

ばと思います。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） おはようございます。関谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

未就学児についての均等割の減免の額についてですが、今年の6月に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和3年の法律第66号の公布に伴い、地方税法の改正が盛り込まれました。

その中で、今回の地方税法の改正は、未就学児の均等割、5割軽減が盛り込まれた内容になります。子供に係る国民健康保険税の均等割額の導入ということで、今までの7割・5割・2割の軽減を残しながら、今回の改正は減額の上乗せの制度になります。

医療分は今年度、均等割額1人当たり2万4,700円です。未就学児の方は2万4,700円かかっておりましたが、対象者が見えれば、お一人半分の1万2,350円が軽減になります。後期高齢支援金の均等割額も同じく1人当たり1万2,900円で半分の6,450円が軽減されます。

この制度の仮の試算ですが、未就学の方が従来の軽減制度でない場合を想定しますと、未就学人数250人ほどとしまして、470万円程度が新しい制度で減額になります。以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、続きまして、2条関係において、今回医療給付分の所得割分、来年度の国保税率を0.04%引き下げることが出されております。これ自体は非常に歓迎できることだと考えております。

しかし、国保基金と繰越金を合わせると10億円あるわけで、1人当たりになれば10万円を超える金額になっていると思います。

先ほどの御説明によりますと、今回の半額免除ということで、470万円程度が下がるのではないかというふうな御指摘がありました。もしこれを市の独自の施策として、未就学児だけではなく、例えば18歳まで、高校卒業までとしますと、世代的には、人数は分かりませんが、おおよそ2倍になるそうですので、470万が940万、その前後になるのではないかと思いますけれども、今の基金の積立状況からすれば、こういったことは十分可能ではないかと、子育て世帯への支援ということ、そういう意味で、今回国のほうとしては未就学児までやるということですので、市としては高校卒業までこういったことを実施することも考えられるのではないかと思いますけれども、今回それについては触れられておりません。そういったことが今後、それを入れなかった理由と言ったらおかしいんですけども、そのことについて御意見があればお願いしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 子供の均等割の年齢を、市単独での制度拡大につきましては、国の制度のとおり、未就学までと考えておりますので、年齢を引き下げることと考えておりません。国の施策や岐阜の県単位下の中で、県全体としての拡大方向であれば実現の可能性はあると考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今のお話は、国なり、県なりがそういう方向へ行けばそれに従いますということで、独自のものは考えないということですが、それではせっかくそれぞれの市町村でこういうのを決めているということも考えますと、意義が半減するのではと思いますので、今後御検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8 議案第73号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第8、議案第73号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時12分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 日程第9 議案第74号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第9、議案第74号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第10 議案第75号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第10、議案第75号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第11 議案第76号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第11、議案第76号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第12 議案第77号について（質疑）

○議長（広瀬武雄君） 日程第12、議案第77号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 改めまして、おはようございます。議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました議案第77号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）について、総括の質疑をさせていただきます。

今回、資本的支出のほうで、建設改良費ということで予算のほうが補正で上げられておりますけれども、これが計上されました経緯についてお伺いをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

今回、この資本的収入及び支出の経緯ですが、こちらは用地買収に伴う用地費と補償費となります。前からちょっと説明の中で、地元の地権者については2名ほど御理解いただけていないという御説明をさせていただきましたが、今回その2名の方についても御理解いただけましたので、用地費と補償費を上げさせていただくものであります。

ただし、1名の方においては、もともと賛成の方がお見えになりまして、その方についてはちょっと今年度は御家庭の事情でまだ契約というところまで行っておりませんが、最終的には、このお金については御理解いただけていなかった2名の方が御理解いただけたということと、あと、もともと御理解いただいていた方の買えない用地費を抜いた分ということになりますので、よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま2名の地権者の御理解がいただけたので、補正でまた追加で予算を計上されたということでお聞きをいたしました。令和3年第1回定例会で、下水道の予算について附帯決議を議会のほうでさせていただきまして、全会一致で可決をされたものでありますけれども、瑞穂市まちづくり基本条例にのっとり、市民に瑞穂市公共下水道事業全体計画を十分に説明し、市民合意を図ることに鋭意努めることということで附帯決議をさせていただきましたが、これにつきまして、まず今のお話ですと、地権者の合意のほうが取れてきているということで、それは全ての地権者になるのかと、これで全ての地権者の分の予算計上になるのかという点と、この市民合意の中には地元の自治会の合意というものも含まれていると私は解釈をしておりますが、それについて市のほうがどのように考えて、その土地の買収交渉並びに契約といったものを進めているのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） そのとおりで、地権者におかれましては、全ての方の同意をいただいております。それと市全体につきましては、広報とかで情報発信を行いますし、自治会連合会等で御要望があるところについては出向いて説明させていただくということで、説明をさせていただいております。ただし、今の段階では、ちょっとまだほかの地域については自治会長さんにおいてもちょっとまだ計画がないということで、まだいいですよというお言葉をい

ただいております。

あと、下畑のもともとの同意については、先日ちょっと説明会を行いました。その中で、もともとの自治会長さんからは、再度説明してほしいという御要望がありましたので、現在、今の自治会長さんにその話を御相談させていただいておりますので、また改めまして説明会があれば、また開いていきたいと思っております。以上です。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 議案第67号から議案第77号までについて（委員会付託）

○議長（広瀬武雄君） 議案第67号から議案第77号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第13 議案第78号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第13、議案第78号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。市長。

○市長（森 和之君） それでは、1件の追加議案の提案について説明をさせていただきます。

議案第78号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億8,824万6,000円を追加し、歳入歳出の予算それぞれを212億1,026万1,000円とするものであります。

歳出としましては、民生費で子育て世帯への臨時特別給付金給付事業として、高校生までの児童1人当たり5万円の現金を給付する事業に5億8,824万6,000円増額するものであります。

歳入としましては、国庫支出金の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金等を5億8,824万6,000円増額するものであります。

以上、1件の追加議案につきましての概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第78号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第78号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決を行う前に、皆様方に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

それでは、これから議案第78号を採決いたします。

議案第78号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第78号につきましてお諮りします。ただいま可決されました議案第78号について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

散会の宣言



○議長（広瀬武雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午前10時42分

